

令和4年6月から制度が一部変更になります 児童手当制度のご案内



児童手当制度は、義務教育終了までの児童を養育している方を対象に児童手当等を支給し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。児童手当を受けるためには、町への申請が必要です(公務員の場合は勤務先へ申請)。

■支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の3月31日まで)の児童を養育している方

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたりの月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	10,000円 (第3子以降 15,000円)
中学生	10,000円

■支給時期

原則、毎年6月・10月・翌年2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■認定請求について

出生・転入等で新たに受給資格が生じた場合、事由発生日の翌日から15日以内に認定請求書の提出が必要です(公務員の場合は勤務先へ提出)。手続きに関する詳細は、町ホームページをご確認ください。



城里町 児童手当

検索

詳細はこちら▶



..... 令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります

原則、現況届の提出が不要になります

これまですべての方に現況届の提出をお願いしていましたが、児童の養育状況に変更がない場合は、右記に該当する方を除き、現況届の提出は不要となりました。

提出が必要な方には、現況届の用紙を送付しています。現況届が届いた方は、令和4年6月30日(木)までに福祉子ども課まで提出してください。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、町から提出の案内があった方

特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます

児童手当額等は、児童を養育している方の所得に応じて支給を決定しています。令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正にともない、所得が一定以上ある場合には児童手当等が支給されません。

●所得が下表①未満の場合、児童手当(月額15,000円または10,000円)を支給します。

●所得が下表①以上で②未満の場合、特例給付(月額5,000円)を支給します。

●【新設】所得が下表②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が下表②を下回った場合は、改めて認定請求書の提出等が必要です。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下「扶養親族等」)ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は所得額で所得制限を確認します。

申請先・問合せ 福祉子ども課 ☎029-353-7265(直通)